三田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について 地域主権一括法関連 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律の施行に伴う高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、これまで省令で定められていた公園の移動円滑化の基準について、条例で定めることとされたため、当該条例を制定しようとするもの。

【根拠法令】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第二次一括法)第162条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

【制定内容】

【制定內谷】		
法律(条文)	内容	参酌すべき政省令
高齢者、障害者等の移動	第13条 <u>公園管理者等は、</u> 特定公園施設の新設、	移動円滑化のために
等の円滑化の促進に関す	増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設	必要な特定公園施設
る法律第13条第1項及	(以下この条において「新設特定公園施設」と	の設置に関する基準
び第2項(公園管理者等	いう。)を、移動等円滑化のために必要な特定公	を定める省令
の基準適合義務等)	園施設の設置に関する条例 (国の設置に係る都	
	市公園にあっては、主務省令) <u>で定める基準</u> (以	省令基準どおり
	下この条において「都市公園移動等円滑化基準」	
	という。) <u>に適合させなければならない。</u>	
	2 前項の規定に基づく条例は、 <u>主務省令で定め</u>	
	<u>る基準を参酌して定めるものとする。</u>	

●条例の内容

※この条例は、高齢者、障害者等(高齢者又は障害者等で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者)の移動等の円滑化(高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること)のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるもの

●項目

公園内の園路及び広場、屋根付広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、 駐車場、便所、水飲場及び手洗場、掲示板及び標識(これらを総称して特定公園施設という。) について、高齢者、障害者等が使用する際の構造上の基準(幅員、勾配、路面の質等)を定 める。

【施行期日】 平成25年4月1日(※法の施行期日は平成24年4月1日だが、1年間の経過措置有り)